

# 日本バイオ炭コンソーシアム 会員制研究会運営規程

## 第1 (概要)

日本バイオ炭コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という）規約の第3条における会員制研究会（以下「研究会」という。）について定める。研究会は、コンソーシアムの会員が企画運営し、企画運営メンバーは、研究会の企画運営およびワークショップを行うことが義務付けられる。

## 第2条 (目的)

研究会は、コンソーシアムの規約の第2条の目的を実質化するために、実施する。

## 第3 (申請条件等)

- (1) テーマがコンソーシアムの趣旨に合ったものであること。
- (2) 申請には、リーダーを含む5会員以上のコンソーシアム会員が、企画運営メンバーになることに同意していること。なおリーダーは、日本バイオ炭研究センターの研究員が担い、企画運営メンバーには産学連携の趣旨から学会会員と通常会員の双方を含まなければならない。
- (3) 申請には、研究テーマ、研究目的、リーダーおよびメンバーの氏名・所属、ワークショップのスケジュール等を事務局に提出しなければならない。
- (4) 申請内容に変更が生じた場合は、リーダーが速やかに事務局に届け出ること。
- (5) 期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。なお、継続申請を行うことで、継続して活動を行うことができる。

## 第4 (運営)

コンソーシアムの趣旨に沿っていることにより、原則、運営委員会にて承認される。なおワークショップを含めて会員に対する宣伝・販売等の目的の運営は認めない。

2. 期間中にワークショップを複数回、開催しない場合は、申請を取り消すとともに、次年度の継続を認めない。
3. ワークショップは、目的や内容、開催場所等を1か月前に告知する。開催方法は、参加者の時間的、物理的な制約の面から、オンラインを原則として、対面実施する場合もオンラインを併用すること。
4. ワークショップは、会場等の都合により人数制限はあるものの、コンソーシアムメンバーであれば、企画運営メンバー以外の誰でも参加を可とする。講演者を招く場合、会員以外の者も可とする。

5. ワークショップを開催した結果（報告概要や当日の状況を示す写真等）をまとめ、ウェブ上で公開することが義務となる。告知や報告等に関しては、別途ガイドラインに従うこと。

#### 第5（予算）

ワークショップにおける会員以外のゲストの講演費用及び交通費の実費、会場費や配布資料印刷などの実費など、企画運営に係る予算をコンソーシアムより拠出する場合があります。予算は各研究会に同一の上限を設ける。予算の使途等に関しては、別途ガイドラインに従うこと。

2023年3月6日制定

付則 本規定は2023年3月6日より適用する。